

## 協議の場の結果公表について

令和7年12月15日までに受付を行った地域計画に係る変更申出に基づき、簡易な方法により協議の場を開催したところ意見がありませんでしたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき公表します。

協議の場の開催方法：今治市のホームページ上に掲載し、一定期間意見を募集

意見の募集期間：令和7年12月16日から12月23日まで

変更を行う地区：桜井地区

変更する土地：今治市桜井3丁目甲117番1、甲288番1

変更区分：除外

変更理由：農地転用